

多田 孝泉 略解古事記 一

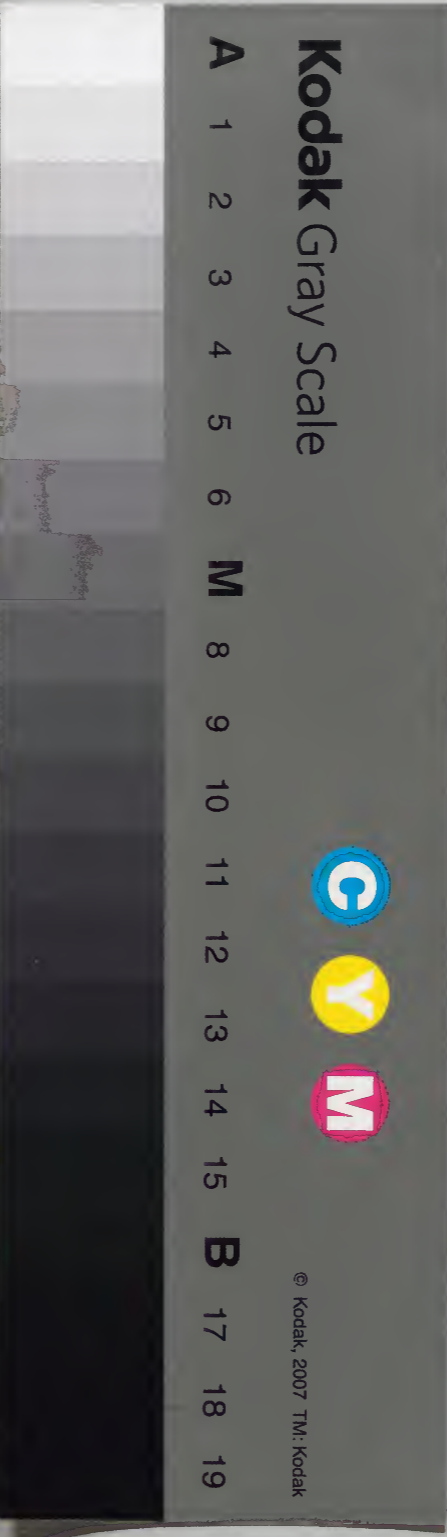
和書門
一〇五三〇號
函架
一〇〇〇號
一〇五三〇號
類
六冊

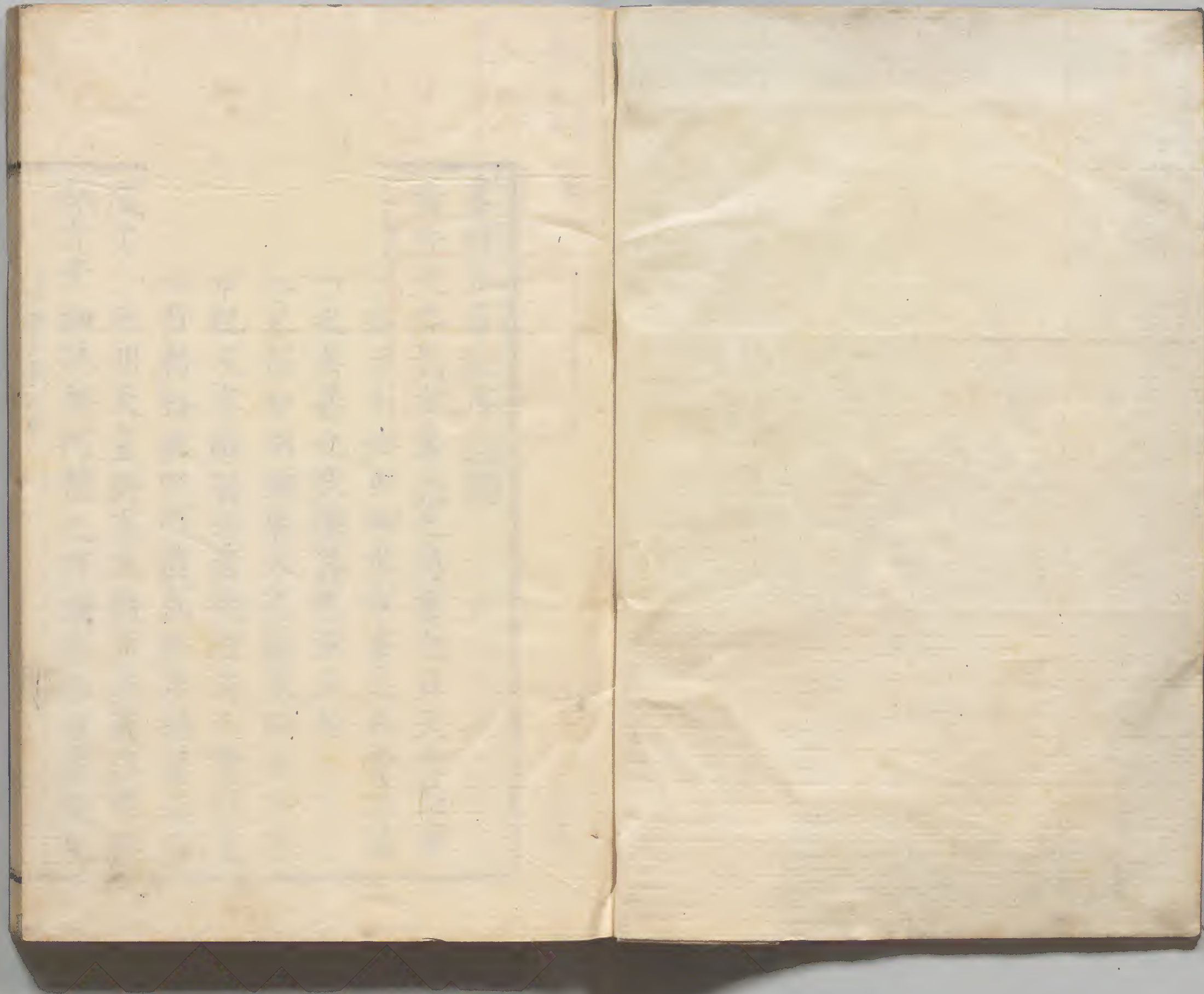
共六本
和書
一〇五三〇號

內務省圖書
第一二六七七號
書部
函架
共六冊

22
閣文庫
和書部
番號 和 10530
冊數 6 (1)
函架 137 22
函架 六冊

137-22





太政官文庫			
共	一〇五三〇	和	書
六	號	函	門
冊	架	函	號

教部省
文庫

畧解古事記序

嗚呼大矣哉古事記之為書也。自天地開闢之際以迄于小治田御世。古事之正實。而萬世不刊之典籍也。伏惟其本源出於天武天皇深智明鑑廣大之睿慮。即位以來。欲就帝紀及本辭。削去虛偽。確定正實。以流之後世。乃勅語裨田阿禮。直令其誦習之。而成于元明天皇御宇。太朝臣安萬侶謹隨詔旨。子細採撫阿禮之所誦出。而百慮記之。

○略解古事記序

壹

丙 一 二 六 七 七 號

實所謂邦家之經緯。王化之鴻基者也。蓋救世導民之書。固莫過之焉。嗚呼大矣哉。古事記之為書也。後裔至今受其賜。豈不為多幸哉。然而古今讀者多矣。而不能討覈舊辭。明了其旨。是以世之學者。其作註疏。頗違正實。却加虛偽。孰不自謂握靈蛇之珠。揮彌天之筆。豈思殊乖二帝之本意。然則其失既不少。實為可惜也已。余之同學。多田泉公。研窮此書。蘊之在懷。三十年于茲。方今會嘉運隆盛。

教化淳厚之時。發揮其奧。訓導黎民。救物之至誠。日夜忘寢食。起草於今歲一月某日。為編數卷。名曰畧解。謀之同志。上梓以公于世。可謂流既溢之餘。而發持滿之末也。先輩有言。曰大丈夫不能為天下不可無此之人。猶當著天下不可無此之書。抑公將有感於此歟。其書所述。文辭簡約。而義理詳明。蓋顯揚先賢未發之說。以裨益學者焉。且舉一二而言之。則委曲述此記之起原。啓發其大旨。以

對辨於書紀。且著明彼此。又辨我國體云。夫二靈之神力誓願開闢國土。則非共業所感也。固矣。例之猶彌陀立尊。超世悲願。莊嚴淨土。攝取有緣。安養世界。均是佛願之所成也。而天孫奉命。降臨于高千嶺。為之主焉。是以神系一統。萬世不易。天下是一人之天下。而非天下之人天下。故知皇國國體不同于彼異域者。不俟多言也。又論神世七代之生起及命之名號。天皇之稱謂云云。又至如改正

訓點。分明義理。則曙立王宇氣比段等乃是也。其說昭乎。讀之可以見矣。加之。驗須彌山之有無於沼河北賣妙詠。了日輪之橫轉於邇邇藝命微言矣。要之神佛相映。以為其說。而傳皇國之大道。解永世之疑惑焉。其為書也。大抵如是。讀者不可以語之淺近忽之也。夫公之為人。也。其性清雅。好愛古器。玩忘憂。灑落是適。然及其講義。則雄辯驚人。百端之譬喻。極適時之巧。以免天台圓宗無益

于物之譏也。而至若道心確實不可企及。則
余能知其實矣。先是本府知事公。命吏召公。
傳府社東照宮祠官之命。公固辭而不就。其
職。余竊怪問曰。何為然耶。公笑曰。居人間世。
誰敢無貪欲乎。雖然。吾之所以辭之者。其志
在于著沙門形服。以敬神慶國。而能稱揚神
典。持菩薩大戒。以救世利生。而讚歎佛教也。
余聞之。歎服焉。且夫此書之必行於世也。余
預知之。何者。公以慶應二年丙寅之秋。登比

叡山之次。詣信州善光寺。忽失從來所尊崇
祕藏之佛舍利十五顆。苦心覓之。終不知其
處。深歎惜之。然而今歲會余有故。赴善光寺。
其衆徒最勝院住僧某者。深感公之至誠。對
余具說。往時嘗得公所失之舍利之由。且告
其舍利爾時放光之竒瑞。遂附之余。以慇懃
依賴。返辟之事矣。余歸山之後。淨手捧之。出
而授之公。實本月十有五日也。余謂公曰。夫
七年之前。本山之厄。公之祕器。珍藏。悉皆歸

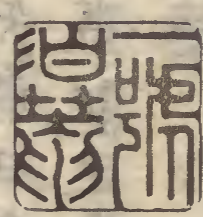
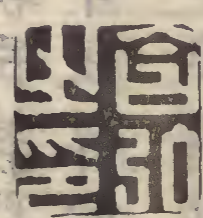
烏有。而公晤語之間。談或及之。則必歎息焉。然而今日不求。而自得十歲之前所失。如來真身舍利。且不減一顆。而還歸公之手中。其歡喜之心。比較之他日歎息之念。則其得失果為如何。於是公十年之愁眉。一朝而舒矣。爾來更加勉勵。而欲以謝神佛之深恩。故以著述此書。為之專務。其功豈唐捐耶。是余之所以預知此書之必行於世也。讀者莫謂之為諛諛之言而可也。蓋舍利之還歸。良有以

也。况於一書之文理明白乎。公嘗記余所錄起信論義記講義緣由。於其末云。若有扣和尚義門。而尋大士論旨。發起圓頓信解。如四明尊者。則余之大願。庶可以達彼岸矣。余於此書亦云。猶扣太朝臣義門。而知稗田翁真面目。發明神典妙旨。能解會古事記之為古事記者矣。然則余之大誓力。虔禱天照大神。可以達高天原矣。是為序云。維時明治七年甲戌五月念八日。謹識於東叡山

春性教院丈室

天台沙門忍岡守道

天竺大教... 此書亦... 則遠... 高... 法... 此... 一書...



附錄寄懷泉公詩并國歌

寒松闌梨。誰謂出山。不住而住。住不住山。英
名卓絕。屹然猶山。講古事記。聽衆成山。山耶
山耶。空山非山。所貴是材。冀永住山。余忝同
學。奈獨在山。寄語聽許。願俱樂山。

木の葉をふる山はる山よりふひよりみる
おのれをさるる山はる山よりふひよりみる

單山常敬書

○略解古事記序

陸

上卷の五字は本文の首よりつし何れと多并序の二字は
削りさるべしこは古語拾遺の加序と同トものとな見え
古事記とふ題意へ天地の立分きたる時より小治田の御
世にいつらせたまふまでのふりしむの事の事と辞と何の
つぎあるしつとこし帝紀および本辞よ何やまり
何れは天武帝の邦家の御為りとねもころ正一定は
たまへる勅語の舊辞のまよく一語一事も記者の私意は
まよへむ字音と字訓と何れもころの如くあるしたる御
書ゆゑは帝皇の日継のことをもあるせまどこは帝紀と
名づけむして古事記と名づけたるこく帝紀および諸事

何つむらうよ撰録せし日本紀といその詔の旨大きよと
とあるまぢの御書をうとふことの心はよくえとる人の
世よまぬなきがらをしげし帝紀および本辞ともよ正
實よたかつる書の世よおろくをうきつるゆゑは推古帝
の御卷十有五年のところに詔曰朕聞之曩者我皇祖天皇
等宰世也踏天踏地敦禮神祇周祀山川幽通乾坤是以陰陽
開和造化共調今當朕世祭祀神祇豈有意乎故群臣為竭心
宜拜神祇甲午太子及大臣率百僚以祭拜神祇と何るの
如く上宮皇太子推古帝の大御意と同じ神意よ祭政一致
の御神業深くしこくまし同二十有八年のところに

是歲太子嶋大臣共議之錄天皇紀及國記臣連伴造國造百八十部并公民等本記とあるが如く神世をのらの御傳のまよひく御書はものしおのせられたるるところ皇極帝の御卷四年六月のところが蘇我大臣蝦夷等臨誅悉焼天皇紀國記珍寶船史惠尺即疾取所焼國記而奉葛城尊とあるが如く皇太子のものしおられたる御書大方このをうやけうせたるより正しき御書とあるもの世になきが如くなるよたるるところより家々おもしろくこのきあるしもてゆるえよこそ帝紀本辞とも正實をたつて多くなりぬるるれさづれ蘇我の亂より天武帝の御世よひけるまよひく三

十年むうりのやどにいとづれば帝皇の日継および先代の舊辞とも虚偽正實のうとくさをもおあやけよへ志るくあるしとておもしろしつるより同卜御世十年三月のとところ天皇御于大極殿以詔川嶋皇子忍壁皇子廣瀨王竹田王桑田王三野王大錦下上毛野君三千小錦中忌部連子人小錦下阿曇連稻敷難波連大形大山上中臣連大嶋大山下平群臣子首令記定帝紀及上古諸事大嶋子首親執筆以録焉とあるが如く詔りつるしをよこの記の表ニ天皇詔之朕聞諸家所費帝紀及本辞既違正實多加虚偽當今之時不改其失未經幾年其旨欲滅斯乃邦家之經緯王

化之鴻基焉故惟撰録帝紀討覈舊辭削偽定實欲流後葉時
有舍人姓裨田名阿禮年是廿八為人聰明度目誦口拂耳勤
心即勅語阿禮令誦習帝皇日繼及先代舊辭とあるが如く
のゝとも大御身御もてのむのうつとせまへつとていまだ
御書ニものせしむるまづよひてらでこのまじさせたまへるよ
り持統文武の二御世よもごゆるるあせよおあしたまふ二阿
らねどたやまのらぬことゆゑことなるむとて元明帝の御世
ニつれり元明帝の大御意ののくつてむる一く年月御へゆる
ハ先帝のいたく大御意御つくさせたまふ勅語の舊辭の阿
禮の命イシチとくもようせむせんととて御あくをいませむ

まひ此記の表ニ於焉惜舊辭之誤忤正先紀之謬錯以和銅
四年九月十八日詔臣安萬侶撰録裨田阿禮所誦之勅語舊
辭以獻上者謹隨詔旨子細採摭とあるが如く先紀の謬錯
御正タツさんとしく先マツをよせきたりてこの勅語の舊辭御安
萬侶ニあるをいせむるまづよひてらでこのまじさせたまへるよ
り持統文武の二御世よもごゆるるあせよおあしたまふ二阿
らねどたやまのらぬことゆゑことなるむとて元明帝の御世
ニつれり元明帝の大御意ののくつてむる一く年月御へゆる
ハ先帝のいたく大御意御つくさせたまふ勅語の舊辭の阿
禮の命イシチとくもようせむせんととて御あくをいませむ

の言も意も質朴ニ一してうらつくらふのやうなきゆゑた
くとも言阿げきる漢土の文字もくこと阿げせぬ御國の
古語強うつまこととえやまうらぬまゆ然上古之時言
意並朴敷文構句於字即難といひま先人の手振成已因
訓述者詞不速心全以音連者事趣更長と阿げつらひ是以
今或一句之中交用音訓或一事之内全以訓録と自己の手
振成ことより即辞理匠見以注明意といひく阿阿引志夜
胡志夜と阿るの如き此者嘲咲者也と辞の意成注一ま
於姓日下謂玖沙訶於名帶字謂多羅斯如此之類隨本不改
といひく地名姓名等の文字成改えてはそのまよりよとの

ぬゆゑさるたぐひをば先紀のまよあるしまつナリと
ふ言カネとふ言をどそのまぎらひ一きものをばことよ
鐵の字成あきてその物体成示しま生成なりと文字成あ
へくその義意成知ら一なる手振のつと妙なること此
記の上ニ出る書やなうんうま此記ハ帝皇の日継成
むねとせしものよてもやれ上古の諸事成心とせしもの
ニてもやしこのたぐ日継ニまれ諸事ニまれ阿禮の誦ニ
習ひたる勅語のうぎり成子細ニ採り撰ひ古語成存して
よろ一きとをろをば字音もてある一たぐ義意のまより
てよろ一きとをろをば字訓もてあるしあまもこの二も

古語と舊事と義意たがひぬらつとも世久ヨシキニつゝいふこ
ろいと詔の御旨たもくら心と一つと免たる御書をさ
れバ日継のことも何と帝紀と舊辭との中よハ舊辭の
書をささらハ舊辭記と名づくべしとふつざり。何免れ
と舊辭ハ上古の諸事た語り傳るの外をけきバ即この書
の標目ハ古事記と名づけたるニこそ此記ハ内詔の書を
りとつくる人何と勅語の舊辭たあるさ志免たまふよ
何のいふうせたまふところ何とんやこハ日本紀ニ對
していつゝたハ別詔の御書とりふべし帝皇日継の正史
ハ此記と日本紀といつゝこそといふハそは何げつらあまふ

を九日本紀をうとつゝあべし此記ハ標目までニ古事記と
何りあふこハ帝紀といふんや日本紀ハ帝紀あるがゆゑニ
國常立尊よりあるし此御書ハ古事記なるがゆゑよ天之
御中主神よりあるせり近代の學者たちこの意ハ之を
て舍人親王を免しくも何ぞけり又らふぞおろのなる
日本紀ハ養老四年の五月ニ成たる御書よこの天武帝
の詔ハ何とぞ中臣連大嶋平群臣子首があるせし帝
紀および上古の諸事と和銅六年ニ撰べりめたまふ諸
國風土記も同七年の二月紀朝臣清人三宅臣藤九ニ撰
ば令免たまふ國史等そ外船史フネノミ惠尺の取出したる國

記^カハ^トト^シ終^ト一^アま^シの書^トも^ハ知^ルて大成^一上^ミる御
書^ヲを^ラる^べし釋^ニ日本紀^一一^三号^ヲ問^ク考^シ讀^ム此^ノ書^ヲ將^ニ以^テ何^ノ書^ヲ備^フ其^ノ調
度^ニ哉^ニ答^ニ師^ノ說^ニ先^ニ代^ノ舊^ノ事^ノ本^ノ紀^ノ上^ノ宮^ノ記^ノ古^ノ事^ノ記^ノ大^ノ倭^ノ本^ノ紀^ノ假^ノ名^ノ日
本^ノ紀^ノ等^ノ是^レ也^ト何^ルそ^ノ假^ノ名^ノ日本紀^ノ二^ノ本^ノノ異^ノ何^ルと^レ
つ^ル知^見と中^臣大^嶋紀^清人^らが撰^録せし書^ハと^レを^ラる^べし
と^レと^レ近^代の學^者ち^のつ^ルハ^ハさ^も何^ルぬ^べし若^シら
ハ^ハ天^武帝^ノ大^御意^ヲ知^ルた^レ全^クノ漢^文ニ^モの^セ一^ニ終^スと
の^レお^もわ^しち^まつ^ルさ^まニ^ニ學^者ち^のつ^ル何^レげ^つら^つる^ハ
何^レや^まり^をる^べしそ^ハ中^臣大^嶋ニ^モせ^よ紀^清人^ニモ^セ
よ^勅命^ニモ^モむ^き假^名書^ハ知^ルし^上ミ^ルと^レふ^コト^ヲり^な

き^ガゆ^ゑなり^テ天^武帝^ハ諸^家の^ある^しも^てる^本辭^ノ神^世
な^らづ^ノの舊^辭と^なか^つる^知れ^とく^うれ^とみ^まし^と知^ル正^レ
一^改えて^正實^ノ本^辭ハ^阿禮^ヲ誦^ク習^ハ令^テ免^レた^まつ^り何^レ
よ^今時^ノの學^者ど^のも^の何^レげ^つら^つか^如く^みく^なニ^漢學^ヲ好^ム
え^まさん^ヤ阿^ナ那^ニ迦^ニ夜^ニ志^トの^レつ^まへ^ル神^語の^如き^と知^意
哉^との^きま^し妍^哉と^ある^しと^くら^うん^ハ一^きの^まの^やよ
き^のつ^まと^よみ^なハ^神語^ノ一^分ノ義^意ニ^ハの^まあ^へり^れど^御
神^ノく^たま^ひし^辭ノ^正實^トハ^全く^たか^へり^けど^し此^記
よ^ハ神^語の^まく^知の^こさん^ノが^爲る^音知^もと^あり^ある^し
日本^紀よ^ハ神^語の^心知^あら^しん^の爲^レ訓^知も^て志^の

志るせしなりされば音と訓と知れど此記はのせしも
元明帝の漢學はこのまをたまたまして訓をまどつたる
も何れども和語を好むをまよひて音はまどつたる
も何れどもこの音訓もて志るしおけば後代の爲その利益
あるはふらぬうへつたる記主の神意カンゴロよこそあはれと
おのよのあはれを志るなり阿禮が誦えたるまよひも
せし此記をれど音訓をまどつたるはまよひそのまよひを
かへるよ似たりされど義意よおまよひ全く同トと
かて勅語のまよひあるせし御書をりといふよこそ若音
訓よて志るせし記の文は阿禮が誦えたる勅語の舊辞

なる文字のまよひなりといふは表文よ音訓はまどつたる
まよひことなるべきいれをし阿禮が誦えたる勅語は
たれこれ上古の正實なる物語なりそは字音はあり字訓
はもちひく書はありしといふは全く記主のまよひなり
まよひなるまよひは阿禮がよをりひたる勅語の舊辞は天
武帝のめしあはれなる辞書コトゴトの文字は古語よ誦
習ひたるなりといふべきことなりしよりく篤胤が表
文なる本辞舊辞は漢字よ和訓は配アテたる語書コトゴトなりといへば
つらひ勅語の舊辞に撰録し上とふ詔なりといふは
はのつてえりてのやよひふときとのあやまりなるこ

とてよきもくマの大御國ハ神の生成ウミナ一たまひたる御國ゆゑ
神國をり人草もまマ神の御誓ミカケニよて生きたるものなれば
神民ありさればマの天の益人マスゴトとちハマの大御神をりて父母
としマの皇土ゆゑ大君と仰ぐべしあは外國トクニの神ハ天
父とし大主宰と仰ぐべきことありあは海外より
まゐるる利國の業術ワザをバ何れも御國の爲ニなるをばこそ
よく學ぶべしまたい教法の一事ハその教法のなる
儒佛の如きハ聖人と仰ひ佛陀と仰ふもとより其名体ハ
ことごとくマの御神とまきらへべきことなきがうは御國
の大害となるべき説をしく知れてマの神徳ハ助顯マ一マの

神民ハ善道イザナハ誘ふ利益あり志ありよりの洋教の如きそ
の名ハ真神天父の神教なりといふゆゑニ心なきものな
そよまといひやせぬその説大きハ國害ハなるものな
りそはうれは説の如き天地人物は皆是真神天主の創造
せしものよて人の魂タマも體カダも天主天父の造りて賦與タテマツさ
るなりされば日本の人草も皆りの亞當アダム以波バの子孫なり
といつりいり洋教ハ信受するときはあつていりしこ
くもマの皇天の御神孫をりもいりいり土くれの子
孫の如くあはふ志きもの世は多くいりてくべきがゆゑな
りマの天之御中主とりの天主とその名ハ似たりともそ

の体はいつくことなること世間も同名異体の物何まゝ
何るよきあるることなり志うるは其名の相似たるニ
何るハ心まゝひまゝのことよせまが神教何れもこれの
教説ニ志すか同一般の曲説何れもこれの世に
まけとせんとするものも何れもこれのくまけりとは
か神教のまこと何れも志すかゆゑよまが御神教
蛇の如きものと何れもこれ洋神教麒麟の如く何れも
の教法の尾ニつきて天下も横行も國害何れも見
むたぐ自己の利益の何れもこれの御國も至大至妙至正至實の
つこくあるもの何れもこれの御國も至大至妙至正至實の

神教をくばさる何れも何れも佛も儒もこれゆゑも何れも
ることなきまが天神の真教何れもこれゆゑもこれゆゑも
何れもこれの妖教の尾もつて從者となき志むべしやこれの
教法もこれの神教のなまゝて外國へつてこれなるものぞな
どくめくしきこと何れもこれなる人へもこれなる心何れも
志すかこれなるものはこれのよきものぞ志すかこれなる
ふもこれの國人何れも志すかこれなるものぞ志すかこれなる
うれもこれの爲もこれなるものぞ志すかこれなるものぞ志す
をばつてこれなるものぞ志すかこれなるものぞ志すかこれなる
説ニあつてこれなるものぞ志すかこれなるものぞ志すかこれなる

あづのうんやこのゆゑよ山僧のうれが教法の可否善悪
御あげつらふことありせむたゞ御國人たるもの
ハ真心をもちまが御國の神教ヲ信受奉行せしむるもの
のとなりむうしよりまが神道の根柢ニて儒佛二道ハ
こそしが枝葉花實をとりつりこのことまことちりつる根
柢の神理世に顯きてさうんちりつる二道もあめつりつる
のむなるべしよりてまろの儒佛の世にさうんちりつる
をいさめくうれとくあめいぢちるその根柢たる神教の
さうんちりつる夜よ日ようれとむるうこよつきまが
神典のいともとふとくいとともたけりきことまろの國民

ニあまねくまろのめねえなうぬことゆゑよ神德皇恩
の至大至廣なるその萬分の一とも報謝し奉らんとあり
しよことこの日本心ある人々此爲うこの如くつとなきと
きごとあもあきつけあまる古事記の視近深指鈔とも
名づけ玉矛の道あるべとも名づけしべりぬ

葦原のあけきあけて玉矛の直なる神の道あるせむ
臣安萬侶言夫混元既凝氣象未效無名無
爲誰知其形

記傳二初此ハ天地のいまふ立分まざりしりどの状あり
へるよと夫とあ言はサレセツのりよレとあ言あそへる

その初どのさまは志のたさし示しつゝ發語の詞なり混
の字ハ大の義ナリ混濁混沌と云陰陽の未だ別とざる不
と云つひ元ハ元氣ナリ根元の義ナレバもとつち此文ハ
天地と云く立分タツク成立オホモトすべきその大元オホモトなるものよきでニ
まじはうころりつゝまうてつゝ立分タツクぬ時ハ陰陽風雨
晦明等の氣候も日月星辰等の形象もまじマシ效アズ見ミはざる
ゆゑつづき天アマとつひつづき地ツチと名づくべき物も所
もなしゆゑニまざるをうまるところへ御神と云ものも人
草と云ものも成出ナリデて造化治國の業ワカ為ナまべきことなり
もなまじらうされば誰人あうてゐる初どののまじらうこ

ち初志のくちうきまをどあき目よく花見ハナミのどとそ
まはまの初志あること初志ハナミやさい御神ミコなりぬ九人クニヒトニハエ
まじらぬことニちむつらると天地未分の初ど初志ハナミなる
ニこととされるをうさててニ混元コンゲン既ニ疑ニとある詞初とまの
よ初志ハナミ佛家ブツカニてつゝ成住壞空のこととつゝのつゝをう
ぬこととさへつゝきこに我神典ワカミコトのちふときこととつゝは
然シテ乾坤ケンケン初分ハナミ參神サンシン作ナシ造化サツカ之首ハナミ陰陽インヤウ斯ニ聞クニ
靈レイ為ミ群品グンピン之祖ノソト
然シテ承上起下の辞コトバとて天地未分初つゝ上初承ウヘハナミて志の
つゝニニつゝのれなるものハまじらうころりつゝなるものハま

とてのる、天地自然のことありて既ニ凝たる混元
の一物をなるとち天地乾坤と初々上下ニ立分ましをるる
の立分またる高天原へ天之御中主神高御産巢日神神産
巢日神と申す三柱比大神々々も先ニ成出ましく次々
あとより天地へ成出る神人萬物の爲ニよく立分まるとる
天地地よくうまぬ造化化轉まべき御神業作しとて之
たまひしこのべとよよりて次々ニ諸神たあも成出ましつ
ひは女男陰陽の道とふものもその立分またる大地のま
の御國ニひらけしへる那岐那美の二靈まなるとちとのま
ぐつひ地なしまし鳴産と神生とあうして群品の祖

と爲りたはしつりと乾坤初分の下地ひき起しとて祖
の子孫は對し首へ首尾とつて文字なるが心附て見は
けざしあふの如く造化の首初作し群品の祖と爲りたは
あは皆是大慈悲の御神業作し國土生と成し十方の
國土より蒼生地御國は來生せし先をりして神教を以て
神域は誘引し神徳を證得せし先をりして神教を以て
土のりともふこと佛説めしとてあたる人にもあつたべ
りれどそへ三神の高天原へ直ニ成出するは御
身初つてかく隠りたまはるは阿斯訶備神國底立
尊のものあはる物なりと成出ませしとて神名

マの御神の十方は國土あること如きありしめせうとふ
こと如尊信まぶくまふ五色の光明如く五道如照臨
たまふことありたる大日如來のまふくもあさあき南
无天照皇太神宮と御名如纏念したまふる如あをせて
日大神の光明如をろのまふく日光の水氣まうつる虹
の色如あき見てまふ真心まあひまふるべし 春の
花秋の紅葉もあきまふて天照る神の光まうりり
所以出入幽顯日月彰於洗目浮沈海水神
祇呈於滌身
所以の二字は上來如承たる詞にてもとも意ありし如た如輕

く者まふまふしと記傳にまふるはまふしこまふよあきまふ
しのがりまきゆえあるぞ出入幽顯まふ那岐大神の黄泉
へ追往まきまふて逃還うたまふ如まふる日月彰於洗目
等へ阿波岐原まふて襖被如爲したまふる時の事まふ
故太素杳冥因本教而識孕土産嶋之時元
始綿邈頼先聖而察生神立人之世
故の字如カレとよむハカレとい言如まふるまふるまふるま
らりしまふ太素ハ御國のまふるまふと如まふるまふるまふる
マの元始ハ御世のまふるまふるまふるまふるまふるまふる
まふる杳冥ハまふるまふるまふるまふるまふるまふる
綿邈

いつき來ませることのいと遠き故に本教へ御國の大
素なる神世の事實は明に語り傳へる教ある上古の本辞
なる先聖の言教はひ先聖の神代の神業は正しく言ひ
傳へ記し傳へたるはひの聖主賢臣はひ孕土産嶋
とて神業の事實はひの嶋産むとふことへ凡人の
信は取らねてらるる私のおげつらひはをまことゆゑと
とさらば孕土産嶋とあるしてさるおぞもの爲に神業
のくき事實はひやまらせしと記主のふらく神意はつ
くせし神妙の句言ありおのころはまはりのしたまふお
如きまざい人もなるさへをうぬづきことなれど土産孕

と嶋産むまざい神をうでたすしえおときまざいおの
る神もまざい疑ふに凡情をうと信知まると神意をう神
まざい至妙なり真心は信知せざればその利益は得むと
と冥顯ともこのころるべしこのこと大御神の御さと
遂に不信者汝不得其國とあるお如く神國の人たるおの神
典は信受奉行せむと利益はあつたものとさるるをまきこ
とあるるべくおしとむべし生神立人とい記の文は既生
國竟更生神と見は吾一日立十五百産屋とあるはいふな
り宜長お立人とい天照大御神は始て各事依り賜ひしは
いふなりといひ篤胤お青人草は生立ちたるはひとい

て外國と御國との國も神も人も物も同小きも似とれど
同じうぬつと妙なることありあるがゆゑに諸萬國の
中におきく獨り神國と稱するものをとふことなきは御
國人の常によく志きりのぶづし御國中より人草の日二月
よつや生息出てつうく志げうゆく二靈の神誓よよれる
神業こゝろそのつやまゝにまさりゆく人草はまへくうて
やまけくをさめまふませたまふ神政の大本は神とつう
こゝろのり定きて立させたまふる神武天皇におきくま
ちりされば此記の中卷の初より坐高千穂宮而議云坐何地
者平聞着天下之政と見ゆまゝ日本紀より夫大人立制義必

隨時苟有利民何妨聖造等と見ゆたうとて知れり此記ニハ
荒夫琉神等知言向け平和不伏人等知退け撥ひをく白
禱原の大宮よ坐して人草はまへくまゝにめき天津日繼の
御位よ即せたまひ後よりして天皇とある一奉まつこと
れ天神の詔命はうけませし二靈の神誓ニより立榮ゆ
く天の益人統御したまふ知るのたへまをせる尊稱を
り益人知むねとめくませたまふこと天孫と大國主神
と幽顯の二事知るは特別たまひ御時よりのこと
よつその大めく天神の御ことよざしるうゆゑに二靈
もく知けたまふくたまふる速素戔鳴尊の國內の人

民^{クサ}多^クくいの^ニ多^クたまふ^ル城見^マす^テ汝^ニ甚^ニ無^道不可^以君^ニ
臨^ミ宇宙^トとの^りま^す桃^モの子^ニ青^人草^ハ助^けよ^と告^げ
たまふ^まく^よく^まる^また^らう^の如^く神^々の御^心心^ハつ
く^させ^{たま}す^かても^人草^とあ^まの^りの^妖説^の如^く土^塊も
て^神の^私は^造る^出ら^るもの^ニあ^らず^とあ^らず^とあ^らず^とあ^らず^と
御^國の^人草^よの^皇神^の御^心と^天神^と國^神と^外國^人
と^青人^草と^五種^のの^りの^ちあ^らう^て君^臣の^分位^とあ^まき^神世
よ^う神^定ま^す又^定ま^るる^御國^体を^うゆ^えに^守ま^はす^上下
とも^やま^くく^ゆく^せば^上下^{とも}や^まく^ゆく^ぬ御^國の
あ^のづ^うら^ること^又う^らる^まる^御國^よの^神の^神と^な

れる^と神^の人^とな^{れる}と^人の^神と^なれる^と人^の人^とな
れる^との^りの^ちあ^らう^まる^田道^の如^く死^して^大地^とあ^らう
目^杵の^如く^生ま^るる^白鹿^と化^せる^もあ^まの^りの^生々^世
々^人とも^ひひ^かく^くま^る一^様は^神孫^{とも}ひ^ひか^くし^あ
く^して^神孫^をう^ぬ人^草の^最初^のの^りの^ちあ^らう^まる^神も^も
御^陰より^生ま^るる^とあ^まの^りの^ちあ^らう^まる^人も^も
あ^のら^んゆ^えに^神孫^をう^ぬ人^草れ^いは^水あ^まる^依網^に
の^池の^魚を^どの^如く^あの^づう^らる^國中^へ生^ま出^るる^{もの}
よ^うそ^の實^ハ十^方の^國土^より^來生^せし^{もの}な^るる^べし^さ
れ^ば二^靈爲^群品^之祖^と表^文に^あま^るて^人草^ハ一^様は^神

孫といひぐくし大九物の生むるニ胎卵濕化の四種あるものなりやうて凡人のものと神の御陰より生きたるものにていなるべしさと見ゆ神と人とまはさぬひりて人知うたることとい記の文又見ゆれど神と神とまはさぬひりて人知生きたるべし見ゆざるやうことなることなるべしゆえたるべしけごと神業いらしきものゆえ凡人をも御胎ニ託生せしむるとおぼさば御心のまくなるべしといへどもさるるまが初初なるしちまふとき人草とももの神々のマナニ生成し造出りたるものといひとむきニおとひきしゆゆの妖説の如き邪見起る凡人と

も後世にうつりあはせしむべきなるべくまはさぬ神孫と凡人とのけしきもあはれぬ君臣の分位も立ざるゆえさるるまがをいふとさるるまがをいふまはさぬしはこれと君臣の分位はたをけしきもあはれぬ民草は治免をす大本の一大事ゆえさるるまがをいふまはさぬの神意より産嶋といふ出生人とあはれぬまがをいふまはさぬ神立又は上古の正傳のまはさぬまがをいふまはさぬ先聖の本教より察し識るとある神業はたをけしきもあはれぬ凡小の現解はて此記はあはれぬまがをいふまはさぬのまがをいふまはさぬ

寔知懸鏡吐珠而百王相續喫劔切蛇以萬

神蕃息歟。其面白王昧然歟。時の日大神の天石屋（天石屋）とあり。時のこと
懸鏡とあり。日大神の天石屋（天石屋）とあり。時のこと
あり。吐珠とあり。日大神の須佐命とあり。時
の成出まりたる神を以て契劔の須佐命の大刀也。日大神
のさあそこのとあり。蛇の切蛇の八俣のをち
きりたる神の萬神蕃息の須佐命の御子たる草の
生茂る如く（生茂る如く）ひろとれる神の千萬の神々の蕃息
する神々の歟の字の寔知とあり。神々の御うへの
こと記主のとうりあり。とあり。心しておけるところの文

字なり
議安河而平天下。論小濱而清國土。
上句ハ皇御孫命の天降坐むとある時ハ八百萬神々集つ
て議をすひことと下句ハ建御雷神の伊那佐の小濱に降
りて大國主神々論ひ令伏之天下和（和）静めたること
とあり
是以番仁岐命初降于高千嶺神倭天皇經
歷于秋津嶋。
是以の二字の神倭天皇まで三つある神もてはるか大君ハ
人草也とあり。をさきてめむべき日大神の神詔をこのふ

りく天皇とす。せたまふ大御身ニまきこと。又
御あゆふしさればこそ坐何地者平聞着天下之政との
こまつるなれと御九情をもておしをり。後代の武將ど
もの如く私の爲よ登美の那賀須泥毘古ら御うちて國王
ニなりませしごと。何げつらふ人のあるをあきらなる漢土
の聖帝も國民は撫育する爲よ帝位ニのたまはる。御國の天
皇とひとまじり同じ。れども天皇は撫育するのこ
ち。らむつひニ神域へ誘引し天地とともニのまきりなきた
の。しとせせ。先たまふなりこれ九人の中よりぬけ出
て帝王とす。れると天神をのり人の中ニありま。て天

皇とす。らせまきとのたつ。ところなり九人のものせし
外國と天神のものせし御國とのこと。又。い。娑婆と極樂
との如きものごと。さ。り。あるべし。仁の字をば。音は
くニ。このくよむ。びし。錢の字の如き。い。その韻ニ。なるゆえ
伊勢の歌は音と韻と御と。り。く。せよ。の。り。ゆ。く。と。れ
と。仁のひ。き。い。む。なるゆえ。志。の音韻。は。り。く。し。秋津嶋
は。た。倭の國の。く。御。させ。る。よ。て。は。り。く。大倭豊秋津嶋と。お
あ。ら。の。よ。い。つ。る。なるべし。

化熊出爪。天劔獲於高倉。生尾遮徑。大鳥導
於吉野。列儼攘賊。聞歌伏仇。

化熊出爪ハ中巻ニ到熊野村之時大熊鬚出入即失と云
狐ノミク神の大熊と變化て爪出シ悪氣吐ておど
し奉りたるを志のあるせしるう爪の字ハ山の穴の寫
誤と見るハもろし今の本なる鬚の字こそ鬚の寫誤なれ
天劍ハ建御雷神の横刀ハ降したまはるはりの生尾遮徑
ハ忍坂の大室ニありし生尾の土雲ハりの大鳥ハ八咫鳥
ハりの列儼等ハ忍坂の八十建ハ酒ハのまハ是歌ハもて
うつべきをりハあらせ一時ハ打殺ハたるハり
即覺夢而敬神祇所以稱賢后望烟而撫黎
元於今傳聖帝。

上ハ崇神帝の御世の事下ハ仁德帝の御世の事よて右ハ
君をり黎元ハ萬民ハり

定境開邦制于近淡海正姓撰氏勒于遠飛
鳥。

上ハ成務帝の御世の事よて近淡海ハ志賀の都の國名な
り下ハ允恭帝の御世の事よて遠飛鳥の都ハ大和國をり
制ハ邦境ハりよれ分ちたまはるハりの勒ハ姓氏ハ正撰
してとどりよちあまむことハり志ハりえせしめさるハ
りふこれまてハりの間の高き事ともハりあけて世々の
帝の御國政ハ御意ハりてさせたまはることハり

雷ハ太子ヨク坐シ知レドのこと知レふちり易ハ游雷震と
何リて震爲長子とワふよう太子のことよワふをり游の
字ハ一本游ノ作るハワラフシ

聞夢歌而想纂業投夜水而知承基

此ハ天位ノ即セたるハつき御さととと御志るしとの何
りこと知レふちり御歌のことハ御卷ノ見レむ漏つる
なるべし投夜水とは吉野宮より伊賀知つりて東國ノ
下り坐むとワでたせられ夜半ノ名張の驛より横河ノ
いちりちまふとき黒雲知見まりて親式知兼て占べたま
ひ天下兩分之祥也然朕遂得天下歟とのりたまひとい

ふちり一本聞の字知開ノ作るハワラフシ

然天時未臻蟬蛻於南山人事共治虎步於東國

上句ハ京師知のちれ出て吉野山ノ入坐ノことよしてこハ上
の聞夢歌而想纂業ノ對してワらるる下句ハ吉野よりワく
ませし道より人多ク從ヒ附奉て御威さのりニちり美濃
國ノ幸行ノことよくこハ上の投夜水而知承基ノ應むる
筆つりのひよこそ治の字延佳本ノハ給ノ作せり

皇輿忽駕凌渡山川六師雷震三軍電逝
凌ハ歴也と註せり延佳本ノ凌と作るハ誤なりと記傳ニ

歲次大梁月踵夾鐘清原大宮昇即天位

初句ハ酉の年ハワシ大梁ハ十二次の内の昂病の次ヨク昂ハ二十八宿の中の西の方の星ヨク西ハ酉の方ヲレハなり次句ハ二月ハワシ夾鐘ハ十二律の中の二月の律ナレハなり踵ハ鐘ト通用セリ此帝の御位ヨ即セたまへハ白鳳二癸酉年二月二十七日なり此帝の天位ニのりセたまへつること知レサマニワシる人ノもあまどそハ日本紀ハヨクヨクそのをりのさま知トマヨクハのへざるよこそ帝の詔ヨ朕所以讓位遁世者獨治病全身永終百年然今不獲已應承禍何黙亡身耶と見ハサシ今聞

近江朝廷之臣等為朕謀害と仰る大御言ヨて此帝の人事共ニ洽クマテ御位ヨ即セたまへつることハマシタリハヤム敬神の御意常ニ深く坐ミ故ウケル時ヨハ丙戌旦於朝明郡迹太川邊望拜天照太神と見ハサシ天皇祈之曰天神地祇扶朕者雷雨息矣言訖即雷雨止之と見ハサシ高市の縣主許梅ノ神の著ク吾者高市社所居名事代主神又牟狹社所居名生雷神者也乃顯曰於神日本磐余彦天皇之陵奉馬及種々兵器使亦言吾者立皇御孫尊之前後以奉送于不破而還焉今且立官軍中守護之且言自西道軍衆將至之宜慎也言訖則醒矣と見ハサシ村屋の神の祝ハ著

て御さとしの何しと見ゆるまてはうくの如く
神々の御教如くふりませりあは天神地祇の御意を
なひまさぬ私のみざめて天下の御何れとありたまへ
りといふこと如えおや此天皇ハ儒佛をも信用何れせ
られとて大友皇子如やまり奉まざるはましく近江の朝
廷の臣等のとあはるべし何なたるふと此記まゝ日本紀の
今の世三つとまじるハ全く此帝の神意ニよりてなりけり
君をくべたましこのいあゝん神つ世のとわきむりし如今
見るあごと

道^{スギ}軌^ニ軒^ニ后^ニ德^ニ跨^ニ周^ニ王^ニ握^ニ乾^ニ符^ニ而^ニ摠^ニ六^ニ合^ニ得^ニ天^ニ

統^ヲ而^カ包^カ八^カ荒^ヲ乘^シ一^シ氣^ノ之^ノ正^キ齊^キ五^ノ行^ノ之^ノ序^ヲ

軒后ハ黄帝如ひ周王ハ文王武王如ひ乾符ハ吉瑞是
なり六合ハ上下四方なり天統ハ天より授くる帝統なり
八荒ハ八方の遠き國々のことなり二氣ハ陰陽如ひ君
の政よろしければ陰陽の二氣木火土金水の五行そのと
こひ正しくて四時の氣候とだまむといふなり

設^テ神^ヲ理^ラ以^テ獎^ス俗^ヲ敷^ク英^ノ風^ヲ以^テ弘^ク國^ヲ

神理ハ神妙仁直の天理より英風ハ神聖英武の威風如ひ
ふまをくち國家如治て蒼生如安むしたまふ祭政一致神
人不二の神業貴賤上下平等利益の大道是なり此大道如

天下に敷き設け以て民は正路に誘ひ以て國は豊饒に爲
まは俗は熒多國は弘むとらふなり天神と申し奉るもせ
んむるところこの天理は御心は證しこの天徳は御身は
得たまへるこそこの御世としてこのこととい
あひりくらねどこの又き今の御世は生きたる
人々のけよこの十二字へ神目につけ日本心の真心に
とむきよつくまきなり崇神帝の詔は惟我皇祖諸天皇
光臨宸極者豈爲一身乎蓋所以司收人神經綸天下故能世
闡玄功時流至徳今朕奉承大運慶育黎元何當違皇祖之
跡永保無窮之祚其群卿百僚竭爾忠貞竝安天下不亦可乎

とありま導民之本在於教化也今既禮神祇灾害皆耗然
遠荒人等猶不受正朔是未習王化耳其選群卿遣于四方令
知朕憲とありま禁秘御鈔九禁中作法先神事後他事
且暮敬神之叡慮無懈怠白地以神宮并内侍所方不爲御跡
万物隨出來必先置臺盤所棚召女官被奉とあることら
こまやうよまぬひ奉るべし

重加智海浩瀚潭探上古心鏡煒煌明觀先
代

重加等ハ上なる天津日繼の御まのうへさらりま御國
の末久の御政よふのく大御意はつくさせたまふりとも

たふとき神意より帝紀あり本辞の何やまう正一た
まふ御まきのゆかきまきとふことゆいゆいゆい
智海ハ御智の廣く深き大海よたと心鏡ハ御心のい
と明ハ照しまき明鏡ニたとて申せるまう浩瀚ハ廣大
なる貌煒煌ハ光明なる貌なり

於是天皇詔之朕聞諸家之所賣帝紀及本
辭既違正實多加虛偽

於是と上なる潭く上古探る明ハ先代探観たまふた
せるまう詔之の之字延佳本より云とゆいゆい賣ハ齋の
俗字なり帝紀ハ天津日嗣記ハ奉まき書なり本辞ハ上

古の神業あり。たふまきの古言と古事と神世のま
なる本つ舊辞もてゆいゆい一なる書をれば
本辞といふまうよめてる神世のふるまきゆいゆい
と見るべくまきゆいゆい辞もて本つ事ありせし書と見
るべしは阿禮ハ誦く出る安萬侶ハ音訓もてある
なる此記ゆえ此記のまき見くまきまき音ハ
もてゆいゆいとるハ上古の正しき本辞舊辞まう訓あり
てあるせしところハ上古の實なる本事舊事まうまの
ゆいゆいの本辞つぎの舊辞まき本辞ハ下文ハ舊辞ま
先代の舊辞まど有と同く先代ハ漢字と倭語ハ配たる

記一聚たる辞書云るなり既違正實ハ其辞書の漢字ハ
和訓配たる状の正實ハ違ひて當ざる事の有よりなり
と古史徴ニあげつらるるハ本辞ハ御國の大元なる
神世の物語歟その時の舊辞歟もてりひつとて一諸
家ニてすあくニあるハ書と見るべしされハ辞
も事も正實と云ふるが何しと云ふべし今この本辞
歟をいふなりつと云ふ辞との見せりて歟あるハ
る書と見るハ諸家之所賣とあるニてそのむねよめら
るれハちうりすく上吉の物語書と見るハむありし
御國ニハのこるべしと云ふものありてと云き神世の事

歟つづらりしものなりつと云ふものニちしなりつと云
て志の見しなりこのなりつべの事のこと今まの何
りえぞがしま入のみの嶋のむしりかへりまるる事
あひひさとするべくまこの事さの今の世まを何せ
よめこれるハ平家などいふ事これそのまごりなり
べしす物語とふことといふことハ此記ハ許
登能加多理基登母許遠婆と見ハ此謂之神語也と云るニ
ていことふるき神世のさま人の代のさま歟あひさ
べし此記の中卷下卷ハ帝紀ハ似たるゆゑ學者たちこれ
あれとまひあへるなりこのことハのみよあげつらひ

當今之時不改其失未經幾年其旨欲滅。
其失ハ既違正實と多加虚偽との二あり其旨ハ帝紀と本
辭と二つとあるところの辭と事との甚深微妙なる神業の
旨趣なる當今之時とい天武帝の御世のことよて此御世
までの神世よりいと年久ニありぬまどのけし正しき古
傳ハうらやみえてあるよ何れぞれハ今の時は正偽虚實
ハ正しあはむむまはよく正しうべきことハのたま
へるよて未經幾年とのたまふはのくてこのまよく正し改
めむとてハこのべと和のりむてえむとて何れをえむと
まはのくくうれたたまへるをう

斯乃邦家之經緯王化之鴻基焉。

經緯とい國家城治をたまふ御政ニあはてえむとぬ物な
ることハ織のたてぬきの絲ニたとへていつるにて鴻ハ大な
う帝紀本辭又偽違ありては鴻基もまをらむを經緯もまを
るることハひとついで日本紀ニ何れつらねたる一書と
の說ニよりく忍穗耳命ハ全く須佐之男命の御子とし天
照大神ハたのく御子とありたまへるをうと何
れつらふものまをらむとてニまの日本紀の本文知とら
む此記の神傳をもうけひのて未詳不正の一書ニよりこの
一こくも天孫の大本知ときまをらむの世は多く出き

れるをくし。此記もやれ日本紀の本説もなぐたふ半疑
半信をる一書ふもの世ニ何れもく何をもて國民
は信如とら。之天津日繼の鴻基トキハ常磐トキハより之君臣上
下の國政トコヨ常世トコヨにおこなふやされいこそ帝紀およ
び本辭トコヨ此帝のつとえて正タ改之神定之ニ定之おのせ
られくるやれあまたまらうらひくふるニやまの
るも全く紀記トコヨのせ。之おのせあまする御ふゆるる
故レ惟レ撰レ録レ帝レ紀レ討レ覈レ舊レ辭レ削レ偽レ定レ實レ欲レ流レ後レ
葉レ

是レすレで詔命の大御詞なり。この川嶋皇子なり。ニ帝紀諸事
紀書ニものせよと御ことよざり。何れをうけ詔命をう
んと人々のつりさも何れぬべし。故惟の惟字ハ欲流後
葉ト何れ欲の字より何れりてホリストオモフとよむべし
宣長も篤胤も見う。之を討覈ハ深く實を尋ねて考へ
究むることなり。

時ニ有リ舍人。姓ハ禊田名ハ阿禮年ニ是レ比ハ。爲リ入聰
明ニ度目誦口拂耳勒心。

禊田姓ハ姓氏録に見はされど阿禮ハ天鈿女命之後也と
弘仁私記の序に見はれり。禊田ハ大和の地名より出たる。

姓ニヤ阿ノ人ノ女子ナリト古史徴ニ阿ノ姓ノ人ト云フ
ヒトマシクモ阿ノ姓ノ人ト云フサレド此記の手ふる女子ノ
ハ阿ノ姓ノ男子ニケル語阿ノ姓ノ人ト云フ阿禮トノ人ト云フ
セシバ女子トモサド免ラシ大和ノ稗田村ナリ辨才天
女ノ社ハ阿禮ノ祭ルモノカヤト云フ人トモ阿ノ姓ト
その神像ヲ見ねバウケヒキカシタ帝ノ御そバチノ
くつノハマツリテ勅語ヲ直ニ誦ク習フる阿ノ姓ノ女子
ニヤ阿ノ人ト云フ事ト云フ事ト云フ事ト云フ度目誦口トハ
一たび見たる書をバヤノて空ニウケテよく打誦ス阿ノ
ふ拂耳勅心も一たび聞たることをバ心ニ明記して忘る

ることナキ阿ノ姓ノ人ノ字を二十と云フ阿ノ姓ノ人ト云フ
即勅語阿禮ノ令誦習帝皇ノ日繼及先代舊辭
勅語してと云フ阿ノ姓ノ人ト云フ大御口ト云フ阿禮ノ
語ノ事ト云フ阿ノ姓ノ人ト云フ阿ノ姓ノ人ト云フ阿ノ姓ノ人ト云フ
よ心ヲつけ見よけし漢文ナル天地等ノ文字阿ノ姓ノ人ト云フ
よ訓讀して天ヲ地ヲツチト云フ如キ事ト云フ阿ノ姓ノ人ト云フ
誦ク習フ事ト云フ阿ノ姓ノ人ト云フ阿ノ姓ノ人ト云フ阿ノ姓ノ人ト云フ
阿ノ姓ノ人ト云フ阿ノ姓ノ人ト云フ阿ノ姓ノ人ト云フ阿ノ姓ノ人ト云フ
と訓讀スル阿ノ姓ノ人ト云フ阿ノ姓ノ人ト云フ阿ノ姓ノ人ト云フ阿ノ姓ノ人ト云フ
訓めてある事ト云フ阿ノ姓ノ人ト云フ阿ノ姓ノ人ト云フ阿ノ姓ノ人ト云フ阿ノ姓ノ人ト云フ

よちふりあつてきてよみなむしよきあのりてそ大
御口もく阿禮よのりきうし先紀の文字はをなれて
空ニよむこのべえるまでよよえをさへし先志はあひ
るちうもし志のしつこつてつまきむもその書ど
もはあるしあつて先志まもよのるづしといふそいも
とより諸家よめてる書どもはあつてさへきい先志
正しき御書ニものせし先志あつてあつてさへきい先志
急は故惟等と志のくのしよするなりされど諸家のもて
る數本はとりきむたへし書よあることいふやそこの
うぬことゆゑのちよ入はらびよあるさ志むる爲とよ

さきどち大御心もく帝紀本辭のあやまりはあつてさ
先志せしあつての事と辭と先志すやうは阿禮へ物語を
さすふてよみあはれ先志なるなりよみあはれ志むるこ
きてい天地とあるし先紀の文字はアムツチと訓讀し
てをへし先志しともあるべくすし和語の義意ニのち
てぬ漢字もよあけるはあつてはあつて指示しあつて先
志しへし先志しともあつてはあつてはあつてはあつて阿
禮は先志なる詞は度目誦口拂耳勤心とあるニてもあるの
ることあり宣長の抑直は書よい撰録し先志して先志の
人の口は移しつてつらく誦習へし先志ふい語を重みし

手ふか故なりとつるひとまたりそのととつあまど
篤胤の和語の義はすくなくは漢字にあらひて譯
語の辭書にあらはれしその文字に舊辭の古訓は誦
る習はる如くあつらひていふべきめそのこと
りなきことありあはる新説をばのせんむるこ
ろ此表文の意は解し得て釋日本紀にあげたる或書
の文はのみあへあやまれりなり久安はまのよ考へませ
然運移世異未行其事矣。
このころはつる如く大御口もく阿禮は誦る習はる
まのよで大御意はつくさせたまひつとて天皇のころ

させたまつるより持統文武と御世もあらせま
まの撰録の事は行きむてたの阿禮が口ニのころ
はのふたなり

伏惟皇帝陛下得一光宅通二亭育。

皇帝ハ撰者の當代那良宮ニ天下をまゝめまて日本根子
天津御代成姫天皇をもち天智帝の皇女として文武帝の
御母元明帝ニまをちり天武帝のあらま一つは朱鳥の
年より和銅四年まで二十六年よなれり得一の語ハ老子
ニ天得一以清地得一以寧王侯得一以為天下貞とあるよ
よれるちつづく光宅ハ天下にわく家とさる意より尚書

の堯典又光宅天下と見ゆたり通三の天地人の三才と通
むる如のひ亭育の國民化育する如のひ亭育の作
る本はまろし
御紫宸而德被馬蹄之所極坐玄扈而化照
船頭之所逮
紫宸も玄扈も帝の御坐處のひ紫宸へ北辰の宮号より
ひひ玄扈へ黄帝の洛水の上るる玄扈とひひ石室にあり
しをう鳳凰の圖に含み來て授けしとひひまろし紫宸
へ大殿玄扈へ深殿のひ宸に震船に胎よ作する本はま
ろし

日浮重暉雲散非烟

浮の日の出る如のひ重暉の光暉の明らけき如のひ雲散
非烟の雲も如のひ烟も如のひぬいゆる慶雲とももの
如のひ

連柯并穂之瑞史不絶書列烽重譯之貢府
無空月

記傳よくの文選する顔延年の曲水の詩序にようてみけ
りとのつるへよろし連柯のひゆる連理の樹ちうとのひこ
と仁徳の御卷よ忽生兩壁木挾路而未合とも見ゆ
まはさよてよめるべりれとのひ稻柯の連まる如のひまろし

此記の先紀の謬り錯まる改正一改
多之とて先紀の先紀の謬り錯まる改正一改
語の舊辭のあきり撰録し上らるる多之とてあめりなほ
つるあり帝紀のあきり撰録せしむる事ひるあれ
はちやまのりて勅語の舊辭へ阿禮の命とてあめりなほ
のいとはまあがききゆえ先紀の記述ものせしむる年
てそ阿禮の上は廿八歳とありとて天武帝の御世十年と
してあめりなほ和銅四年より五十八歳とされり記傳は
申の年のこととてあめりなほあめりなほのまこととて此
記述もあめりなほ明治壬申の六月十七日より東台篠輪津辨才天

女の社頭より道俗男女の爲に説教をせしを略解
書よめのせんとあめりなほあめりなほのまこととて此
れ火をさるべしそのあめりなほの光より火のとれること
あるしあるは天照大日靈神の日輪の中はまこととてあ
めりなほ神典の説こそあめりなほのあめりなほのあめりなほ
のまこと立世阿毘曇のあめりなほひき出て火とることとてあ
めりなほ此記の明文はひき出て日の横はまこととてあ
めりなほまこと當社の天女は日輪の中はまことと説る經文はひき出
る經説はまことニのりの如しあめりなほ神典は此説あるあ
めりなほあめりなほあめりなほあめりなほあめりなほあめりなほ
あめりなほあめりなほあめりなほあめりなほあめりなほあめりなほ

れハ敷文構句於字即難とひひく音訓もく此記強ものし
上まきること強ひふなり

巳因訓述者詞不逮心

巳の字ハ先紀ちどの手振強ひふよと巳の下よハ全の字
何る心やうのききうそなりその心よて見よ字訓よより意
哉とあきてこ強ウレシキカナヨロコハシキカナと訓むあ如
きその訓讀の詞ハ阿那邇夜志とのたまる御神の正言
の心よハやうあおがえぬところ何るものなりそのやあ
の詞ともよめぬとみへて見よ

全以音連者事趣更長

全の字の上よハ巳の字の何る心よ見るべし字音ゆてこの
きつらぬるときハ古語強そのまつくつとあることハやまこの
れどそのことめいとをのくをりもてゆきたより何一く
もづるものゆえを強こととされるなり

是以今或下句之中交用音訓

是以とつハ先人の巳よ全く訓よ因てめのせ一手振と巳
よ全く音強以てあるせ一手振と強見くいつまも一のこ
ニよりてい何一の強知りこ強もて今此記をハのく音
訓もてあるせりと記主の工夫強くらせ一手振強ことと
れるなり元明帝の御意よて音訓強まへてくるにていなし

けごし帝紀をば全くの漢文ニよめせしむるは多岐大御意と見ゆ假名日本紀抄上まりとつれどもさらし今の日本紀抄のせしむるは書はものさるは大もと漢土の書ニありつるはさるはしむるはあつちのちりゆくものニこそとて世々の帝の御物好のごとくいひそ

或一事之内全以訓録

須佐之男命の食物抄をたまひしりりをもと全く訓もてよるせり

即辭理叵見以注明意

こへ舊辭の見えのききを注加以て其意説明らるよし

くこの古語の義理加よめせしむとなり阿阿音志夜胡志夜の如きこれなり

况易解更非注

況の字ハ全く訓加以て録まところさへあるなればいそや音加以てつらぬる舊辭の義意とも解一易き辭へつらぬくさらし注語加つおくこといせじといふ文の意なり況の字加われこれといふ人ハ記主の心加えざるなるべし非の字ハ不の意を用ひたるなり亦於姓日下謂玖沙訶於名帶字謂多羅斯如此之類隨本不改

亦ハ上ニ對辨シテ文字を改多ざることを知こと可なるニ
テ文の意ハ姓の日下名の帶等ニおきてハ本書ニ隨ヒ文
字改多ざるくのみ來たるまゝ今も帶日下等と志
るしそ知多羅斯玖沙訶等とよみのをいむとゆるるなり
こは地の名神の名をどの文字改あるとむるはなるなりよ
ろいゆるぬまぎゆえなり日の字改改とすむハ改と云
知のべたるなり記傳ニ於の字改改とのとよむるハいひ
まゝ於姓玖沙訶謂日下と注せる謂の字改改ハいひこ
ハ於姓玖沙訶書日下とこそいひまゝなりれ
大抵所記者自天地開闢始以訖于小治田

御世

こは全部の始終知いへり次々の巻々の始終知なるなり
故天御中主神以下日子波限建鵜草葺不
合尊以前爲上卷
一部の始終知上ニいへる知うけていひまゝハ神代改も上
卷と爲せりといへるなり昔の字改改といけるハ阿ノ尊の
字ハ天海大師の本もこの字改改のけり
神倭伊波禮毘古天皇以下品陀御世以前
爲中卷大雀皇帝以下小治田大宮以前爲
下卷

神武帝より應神帝まで中巻とし仁德帝より推古帝まで下巻としまへて三十三帝の日継および舊辞は二巻にありせし事とされるなりまへて三十三帝の日継および舊辞は三巻にありせし事と今あるせる日継は日本紀の如く帝紀および諸事とむねとてあるしあるとそむねこととしてとはたて天武帝の正しきとして阿禮は誦く習はしむるをまへる帝皇日継及先代舊辞の物語なる勅語のみ、和むねとしてありの如くあるし上まるのそむるゆゑは此記は上古の舊辞のそむるを帝皇の日継はもあるしあるとて帝紀となさむしてはたて古事記と名づ

けりありこのことよりおかしきあるべし帝紀は上りもつゝる如く日本紀あり此日本紀のことへの釋日本紀一弘仁私記序曰夫日本書紀者一品舍人親王從四位下勳五等太朝臣安麻呂等奉勅所撰也清足姫天皇負宸之時親王及安麻呂等更撰此日本書紀三十卷并帝王系圖一卷養老四年五月二十一日功夫雨就獻於有司上起天地混淪之先下終品彙甄成之後神亂皇裔指掌灼然慕化古風舉目明白異端小説惟力亂神爲備多聞莫不該博也問撰修此書之時以何書爲本哉答師說或云以古事記爲本或云以先代舊事本紀爲本但以古事記爲本者多有相違之文古事記者只以

立心為宗、不勞文句之躰、仍撰修之間、頗有改易云云と見たり。若槻幾齋の見たりといふ日本紀の奥書の文大きく學者の爲りもなると云ふへは、くまはるせりそは日本紀三十卷崇道盡敬皇帝所撰也。近者文臣請詔數増補之。合觀昔永歛秘符、嗟呼欲取一時之寵、輒紊千古之實、可不痛哉。愚竊寫原書藏之函底。若是證乎來世幸矣。承和甲寅、七衛門佐藤原長良謹記とありしとあり。

并録三卷謹以獻上。臣安萬侶。誠惶誠恐頓首頓首。和銅五年正月二十八日。

去年の九月十八日は詔命を奉りてより、たゞ四箇月餘よ

して業終たるもの迅速なり。もたゞこの阿禮が物語のまゝを撰録せしゆゑなるべし。けだし字音と字訓と致して上古の物語は阿やまてることなく、おとせることなれり。このまゝやうよく妙よしくこのきとられたる記主の苦心いひくこのまゝらぬことよこそ

正五位上勲五等太朝臣安萬侶謹上。

勲五等といふ尋常の位階のやまは勲位とて一等より十二等までありて官位令に見はたり。義解よするよ五等ハ正五位よ相當まり勲位ハ武功よよりてたまふあり。太朝臣ハ白檮原よ天下まろしめまろく天皇の御子神八井耳命の



御末より安萬侶朝臣ハ誰子とりあこといふれねど續紀
 九卷ニ養老七年七月庚午民部卿從四位下太朝臣安麻呂
 卒と見ゆと大和の櫻井宿ニ岡本桃里とつくる画工の
 り物のまききつと大和つくるを神武帝の神像と
 安萬侶朝臣の像と知りて画りて之をうつれども
 亦て作まる知りてせよとて神武帝のころハ實ニ上古
 の作とありひ志ぬかると尊影とありといひつても神八井
 耳命祭まる多神社なる神像ニ坐せよといひつり

略解古事記卷第一終

